

【新旧対照表】ほくぎんJCBビジネスデビット会員規約の改定箇所

改定前	改定後
<p><b>第1章 総則</b> <b>第1条 (会員)</b></p> <p>6. 法人会員は、カード使用者（ただし、個人事業主会員自身を除く。以下本項において同じ。）に対し、法人会員に代わってカード（当該カードのカード番号を含む。以下同じ。）を使用して、本規約に基づくデビットカード利用（JCBデビットカードを用いて、JCBデビットカード取引を行うこと、および第5条に定める付帯サービス等の利用を行うことをいう。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用等をする行為を含む。以下同じ。）を行う一切の権限（以下「本代理権」という。）を授与します。なお、法人会員は、カード使用者に対する本代理権の授与について、撤回、取消または消滅事由がある場合は、第29条第6項所定の方法によりカード使用者によるカード利用の中止を申し出るものとします。法人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、三社に対して主張することはできません。</p>	<p><b>第1章 総則</b> <b>第1条 (会員)</b></p> <p>6. 法人会員は、カード使用者（ただし、個人事業主会員自身を除く。以下本項において同じ。）に対し、法人会員に代わってカード（当該カードのカード番号を含む。以下同じ。）を使用して、本規約に基づくデビットカード利用（JCBデビットカードを用いて、JCBデビットカード取引を行うこと、<u>第4条の2第4項に定めるWEBサービス等</u>および第5条に定める付帯サービス等の利用を行うことをいう。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用等をする行為を含む。以下同じ。）を行う一切の権限（以下「本代理権」という。）を授与します。なお、法人会員は、カード使用者に対する本代理権の授与について、撤回、取消または消滅事由がある場合は、第29条第6項所定の方法によりカード使用者によるカード利用の中止を申し出るものとします。法人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、三社に対して主張することはできません。</p>
<p><b>第2条 (JCBデビットカード)</b></p> <p>4. カード使用者は、カード（ただし、署名欄（サインパネル）が設けられていないカードを除く。）を貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。</p>	<p><b>第2条 (JCBデビットカード)</b></p> <p>4. カード使用者は、カード（<del>ただし、署名欄（サインパネル）が設けられていないカードを除く。</del>）を貸与されたときに、<u>カードに署名欄（サインパネル）がある場合には、直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。</u></p>
	<p><b>第4条の2 (WEBサービス等)</b></p> <p>1. <u>三社が本規約に基づき提供するサービスの一部には、三社所定のWEBサービスである「MyJCB」および三社所定のオンライン本人認証サービス（インターネット等によるオンライン取引等に際し、パスワードの入力その他三社所定の方法による本人認証を行うサービスをいう。）である「J/Secure (TM)」（以下、併せて「MyJCB等」という。）を用いたサービスが含まれ、原則として全ての会員は、MyJCB等に利用登録されるものとします。</u></p>
	<p>2. <u>MyJCB等の利用に関しては、三社が別途定める「MyJCB利用者規定」および「J/Secure (TM) 利用者規定」が適用されるものとします。</u></p>
	<p>3. <u>カード使用者が「MyJCB」および「J/Secure (TM)」を利用しない場合（「MyJCB」または「J/Secure (TM)」の利用登録がなされていない場合を含みます。）、カード使用者はオンライン取引によるショッピング利用ができない場合があります。</u></p>
	<p>4. <u>会員は、三社が認める場合、三社が別に定めるところに従い、MyJCB等以外のWEBサービス（「MyJチェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。以下、MyJCB等とその他のWEBサービスとを併せて「WEBサービス等」という。）の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。なお、法人会員とカード使用者ではWEBサービス等のうち利用できる機能が異なります。</u></p>
	<p>5. <u>カード使用者は、Eメールアドレスもしくは携帯電話番号またはそれらの両方を保有している場合には、三社所定の方法により、それらを届け出るものとし、三社、JCB、当行または当社から送信されるEメールまたはショートメッセージを速やかに受信し確認することが可能な状態を維持するものとします。なお、ショートメッセージは、両社が別途定める日より送信されるものとし、それまではEメールによる送信のみとなります。</u></p>
	<p>6. <u>カード使用者は、三社に届け出たEメールアドレスまたは携帯電話番号を変更する場合、直ちに三社所定の届出を行うものとします。</u></p>
	<p>7. <u>カード使用者が前二項に違反したことにより、会員に生じた損害について、三社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、三社は一切責任を負わないものとします。</u></p>
<p><b>第5条 (付帯サービス等)</b></p> <p>2. 付帯サービスはカードの種類によって異なります。会員は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員が本規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または両社もしくは三社が会員のカード利用が適当でないと合理的に判断したときは、付帯サービスを利用できない場合があります。</p>	<p><b>第5条 (付帯サービス等)</b></p> <p>2. 付帯サービスはカードの種類によって異なります。会員は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員が本規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または<u>両社もしくは三社</u>が会員のカード利用が適当でないと合理的に判断したときは、付帯サービスを利用できない場合があります。</p>
<p>3. 会員は、付帯サービスを利用するために、カード使用者がカード（第2条に定めるカードをいい、当該カードの種類やカード番号等を確認できないモバイル端末等は含まない。以下、本項において同じ。）をサービス提供会社にまたは加盟店等に提示することを求められる場合または加盟店でのカードによるデビットショッピング利用を求められる場合があります。その他、会員は、付帯サービスを利用する場合、当社、JCB、またはサービス提供会社所定の方法に基づき、サービスを利用するものとします。</p>	<p>3. 会員は、付帯サービスを利用するために、カード使用者がカード（第2条に定めるカードをいい、当該カードの種類やカード番号等を確認できないモバイル端末等は含まない。以下、本項において同じ。）をサービス提供会社にまたは加盟店等に提示することを求められる場合または加盟店でのカードによるデビットショッピング利用を求められる場合があります。その他、会員は、付帯サービスを利用する場合、当社、<u>当行</u>、JCB、またはサービス提供会社所定の方法に基づき、サービスを利用するものとします。</p>
<p>4. 会員は、当社が認める場合、当社が別に定めるところに従い、WEBサービス（「MyJCB」「MyJチェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。）の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただし、一部のカードについてはこの限りではありません。なお、法人会員とカード使用者ではWEBサービスの利用内容が異なります。会員は、入会時、当社が別途定める規定に同意の上、「MyJCB」および「MyJチェック」に登録するための当社所定の手続きをとり、また当該登録を維持するものとします。</p>	<p>4. <del>会員は、当社が認める場合、当社が別に定めるところに従い、WEBサービス（「MyJCB」「MyJチェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。）の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただし、一部のカードについてはこの限りではありません。なお、法人会員とカード使用者ではWEBサービスの利用内容が異なります。会員は、入会時、当社が別途定める規定に同意の上、「MyJCB」および「MyJチェック」に登録するための当社所定の手続きをとり、また当該登録を維持するものとします。</del></p>
<p>5. 当社、当行、JCBまたはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当社、当行、JCBまたはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。</p>	<p>5.4. 当社、当行、JCBまたはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当社、当行、JCBまたはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。</p>
<p><b>第6条 (カードの有効期限)</b></p> <p>1. カードの有効期限は、カードの券面またはカード使用者本人のみが閲覧できる画面等に表示された年月（以下「有効期限月」という。）の末日までとします。</p>	<p><b>第6条 (カードの有効期限)</b></p> <p>1. カードの有効期限は、カードの券面またはカード使用者本人のみが閲覧できる画面等に表示された年月（<del>以下「有効期限月」という。</del>）の末日までとします。<u>（なお、各年における当該有効期限の月と同じ月のことを、以下「有効期限月」という。）</u></p>
<p><b>第7条 (暗証番号)</b></p> <p>1. カード使用者は、カードの暗証番号（4桁の数字）を当行に登録するものとします。ただし、カード使用者からの申し出のない場合、または当社が暗証番号として不適切と判断した場合には、当社が所定の方法により暗証番号を登録し通知します。</p>	<p><b>第7条 (暗証番号)</b></p> <p>1. カード使用者は、カードの暗証番号（4桁の数字）を<u>当行社</u>に登録するものとします。ただし、カード使用者からの申し出のない場合、または当社が暗証番号として不適切と判断した場合には、当社が所定の方法により暗証番号を登録し通知します。</p>
<p><b>第9条 (届出事項の変更)</b></p> <p>1. 会員が三社に届け出た法人会員に係る法人名、法人代表者、代表使用者、事業内容、実質の支配者、所在地、電話番号および預金口座、Eメールアドレス等、ならびにカード使用者に係る氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス等（以下「届出事項」という。）について変更があった場合には、三社所定の方法により遅滞なく三社に届け出なければなりません。また、三社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含む。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。</p>	<p><b>第9条 (届出事項の変更)</b></p> <p>1. 会員が三社に届け出た法人会員に係る法人名、法人代表者、代表使用者、事業内容、実質の支配者、所在地、電話番号および預金口座、Eメールアドレス、<u>個人事業主会員に係る国籍、在留情報（個人事業主会員が外国人である場合の在留資格、在留期間等をいう。）</u>等、ならびにカード使用者に係る氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス等（以下「届出事項」という。）について変更があった場合には、三社所定の方法により遅滞なく三社に届け出なければなりません。また、三社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含む。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。</p>
<p><b>第2章 会員情報の取扱い</b></p>	<p><b>第2章 会員情報の取扱い</b></p>

【新旧対照表】ほくぎんJCBビジネスデビット会員規約の改定箇所

改定前	改定後
<b>第14条（会員情報の収集、保有、利用、預託）</b>	<b>第14条（会員情報の収集、保有、利用、預託）</b>
3. 会員等は、当社、当行またはJCB が会員情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」という。）が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③④の会員情報を共同利用することに同意します（共同利用会社および利用目的は本規約末尾に記載のとおりです。）。なお、本項に基づく共同利用に係る会員情報の管理について責任を有する者はJCB となります。	3. 会員等は、当社、当行またはJCB が会員情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」という。）が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③④の会員情報を共同利用することに同意します（共同利用会社および利用目的は <b>本規約末尾に記載のとおりです次のホームページにて確認できます。</b> <a href="https://www.jcb.co.jp/r/rivou/">https://www.jcb.co.jp/r/rivou/</a> ）。なお、本項に基づく共同利用に係る会員情報の管理について責任を有する者はJCB となります。
<b>第3章 デビットショッピング、海外現地通貨引き出しサービス、お支払い方法その他</b>	<b>第3章 デビットショッピング、海外現地通貨引き出しサービス、お支払い方法その他</b>
<b>第19条（デビットショッピングの利用）</b>	<b>第19条（デビットショッピングの利用）</b>
2. 会員は、カード使用者が加盟店の店頭（自動精算機の場合を含む。）において、JCB所定の方法により、カードを提示し、または非接触ICカード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことによりデビットショッピング利用を行うことができます。また、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことにより、または売上票への署名や端末機への暗証番号の入力を省略して、デビットショッピング利用ができることがあります。但し、JCBカードの取扱加盟店（次項から第5項の加盟店を含む。）のうち、二社が定める一部の加盟店では、デビットショッピング利用ができません。	2. 会員は、カード使用者が加盟店の店頭（自動精算機の場合を含む。）において、JCB所定の方法により、カードを提示し、または非接触ICカード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、 <del>所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、原則として</del> 加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、 <del>または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことにより</del> デビットショッピング利用を行うことができます。 <del>また、売上票への署名またはなお、</del> <b>JCBが認める場合には、</b> 加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、 <b>カードの署名と同じ署名を行うこと、またはその他の</b> 所定の手続きを行うことにより、 <del>または売上票への署名や</del> 端末機への暗証番号の入力を省略して、デビットショッピング利用ができることがあります。但し、JCBカードの取扱加盟店（次項から第5項の加盟店を含む。）のうち、二社が定める一部の加盟店では、デビットショッピング利用ができません。
3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他二社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくはは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他二社が別に定める方法により、デビットショッピング利用を行うことができます。この場合、カード使用者はカードの提示および売上票への署名を省略することができます。	3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他二社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくはは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他二社が別に定める方法により、デビットショッピング利用を行うことができます。この場合、カード使用者はカードの提示および <b>売上票へ暗証番号の署名入力</b> を省略することができます。
4. 二社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、デビットショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、売上票への署名等を行い、残額（署名等を行った後、利用が判明した代金を含む。）についてはカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。	4. 二社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、デビットショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、 <b>暗証番号の入力または、</b> 売上票への署名等（以下「 <b>暗証番号入力等</b> 」という。）を行い、残額（ <b>署名暗証番号入力等</b> を行った後、利用が判明した代金を含む。）についてはカードの提示、 <b>売上票への署名暗証番号入力等</b> を省略することができます。
(4) デビットショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードの入力その他二社が別に定める操作を求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、カード使用者によるカード利用を一定期間制限することがあります。	(4) デビットショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードの入力その他二社が別に定める <b>操作本人認証手続き</b> を求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたは <b>J/Secure(TM)利用者同</b> 規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、 <b>その他二社が別に定める本人認証手続きに失敗した場合、</b> カード使用者によるカード利用を一定期間制限することがあります。
<b>第26条（明細）</b>	<b>第26条（明細）</b>
1. 会員は、別途、二社の定める「MyJCB利用者規定」、同規定に付帯する「JCBデビット会員向け特則」、「MyJチェック利用者規定」および「『MyJチェック利用者規定』にかかる特則」を承認することにより、WEBサイト上で、デビット取引の利用履歴を閲覧することができます。会員は、WEBサイト上で利用履歴を閲覧できるか否かにかかわらず、二社が会員のデビット取引に関する利用明細書を発行しないことを、あらかじめ承認するものとします。	1. 会員は、別途、二社の定める「MyJCB利用者規定」、同規定に付帯する「JCBデビット会員向け特則」、「MyJチェック利用者規定」および「『MyJチェック利用者規定』にかかる特則」を承認することにより、WEBサイト上で、デビット取引の利用履歴を閲覧することができます。会員は、WEBサイト上で利用履歴を閲覧できるか否かにかかわらず、二社が会員のデビット取引に関する利用明細書を発行しないことを、あらかじめ承認するものとします。
<b>第28条の2（取引の制限等）</b>	<b>第28条の2（取引の制限等）</b>
(5) 前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないと当社が合理的に判断した場合	<b>(5) 個人事業主会員が在留期間（出入国管理及び難民認定法に基づく在留期間をいう。以下同じ。）の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当社が確認できる在留期間の満了日が経過した場合</b>
<b>第29条（退会および会員資格の喪失等）</b>	<b>第29条（退会および会員資格の喪失等）</b>
4. 会員（(5)または(9)のときは、それに該当するカード使用者（個人事業主会員を含む。）をいい、カード使用者が(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(10)、(11)、(12)のいずれかに該当したときは、当該カード使用者のみならず、法人会員も含む。）は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、(12)、(14)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当社からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(13)においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、法人会員が会員資格を喪失した場合、当然にカード使用者も会員資格を喪失します。なお、支払責任者は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、支払責任者は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。なお、(9)に該当するカード使用者が個人事業主会員の場で、当該個人事業主会員の事業を引き継ぐ旨の申告をした者（以下「事業承継者」という。）から、本契約上の地位の承継を希望する旨の申し出があり、当社がこれを認めた場合、事業承継者は法人会員として、本契約上の地位を承継し、この場合、会員資格は喪失しないものとします。この場合、事業承継者は、第2条に定める支払責任者としての義務（契約上の地位を承継する前に本契約に基づき発生した義務を含む。）を負うものとします。	4. 会員（(5)または(9)のときは、それに該当するカード使用者（個人事業主会員を含む。）をいい、カード使用者が(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(10)、(11)、(12)、 <b>(13)、(14)、(15)</b> のいずれかに該当したときは、当該カード使用者のみならず、法人会員も含む。）は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、(12)、(13)、 <b>(14)、(15)</b> においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当社からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、 <b>(13)、(14)</b> においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、法人会員が会員資格を喪失した場合、当然にカード使用者も会員資格を喪失します。なお、支払責任者は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、支払責任者は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。なお、(9)に該当するカード使用者が個人事業主会員の場で、当該個人事業主会員の事業を引き継ぐ旨の申告をした者（以下「事業承継者」という。）から、本契約上の地位の承継を希望する旨の申し出があり、当社がこれを認めた場合、事業承継者は法人会員として、本契約上の地位を承継し、この場合、会員資格は喪失しないものとします。この場合、事業承継者は、第2条に定める支払責任者としての義務（契約上の地位を承継する前に本契約に基づき発生した義務を含む。）を負うものとします。
(13)会員のカード利用が2年間なかったとき。	<b>(13)個人事業主会員が在留期間の定めのある外国人である場合であって、本会員の届出によって当社 が確認できる在留期間の満了日から、当社所定の期間が経過したとき。</b>
(14)会員が預金口座を解約したとき。	<b>(14)(15)会員のカード利用が2年間なかったとき。</b>
5. 支払責任者が前項(2)に該当する場合において、支払責任者が当行に対して普通預金債権、定期預金債権、特約定期預金債権、外貨預金債権その他の債権を有する場合には、当行は、これらの預金等を解約することができるものとし、当社は、当該預金等の返還債務と、デビットカード利用にかかる支払責任者の当社に対する未払債務とを相殺することができるものとします。	5. 支払責任者が前項(2)に該当する場合において、支払責任者が当行に対して普通預金債権、定期預金債権、特約定期預金債権、外貨預金債権その他の債権を有する場合には、当行は、これらの預金等を解約することができるものとし、 <b>当社</b> は、当該預金等の返還債務と、デビットカード利用にかかる支払責任者の <b>当社</b> に対する未払債務とを相殺することができるものとします。
2024年9月30日現在	<b>2024年9月30日現在</b>